

川西市・猪名川町共催
令和7年度集団指導資料

川西市からの連絡事項
【居宅介護支援・介護予防支援】

川西市福祉部介護保険課
猪名川町生活部介護保険課

< 要介護認定（要支援認定）の資料提供に係る留意事項 >

	不備の場合	対応内容
記載内容の不備	<ul style="list-style-type: none"> ・記載もれ、誤記（申請者、地域包括支援センター名、被保険者番号、生年月日等） ・希望する提供資料の未選択 	<ul style="list-style-type: none"> ・不備内容の記載または修正の上、申出書の再提出
本人同意欄（代筆の場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・記名、押印、代筆者署名、続柄の記載もれ ・介護支援専門員や施設職員による代筆 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要事項の記入 ・代筆者は家族または法定代理人のみ
様式不備	<ul style="list-style-type: none"> ・介護度に応じた様式 ・裏面の遵守事項の記載がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護度に応じた様式での再提出 ・遵守事項（両面印刷または申出書と遵守事項の2枚）含めて再提出
提供資料がない	<ul style="list-style-type: none"> ・転入の場合（認定の引継ぎ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・前市へ申請
居宅届	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅届が未登録 	<ul style="list-style-type: none"> ・申出書と同時で居宅届を提出する ・添付資料として契約書のコピーを添付する
資料提供での対応不可	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡者の場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・「死者に関する情報開示請求」となるため資料提供での対応不可。

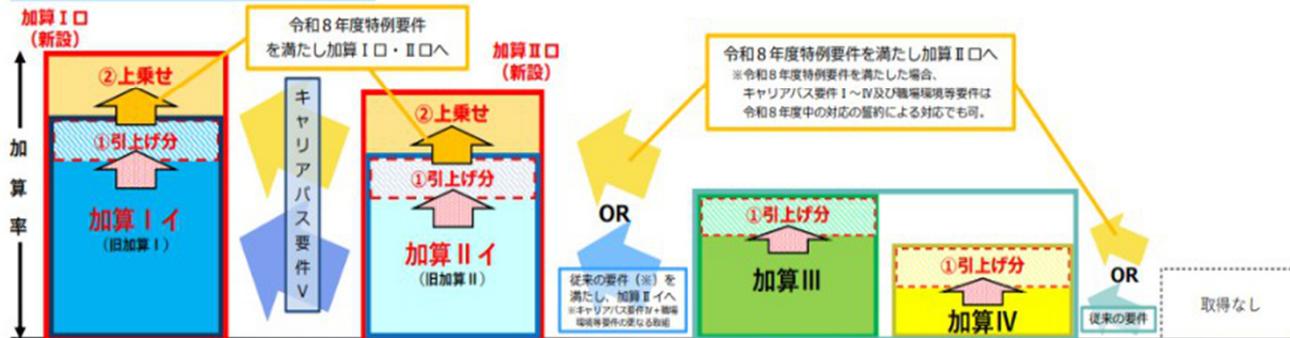
< 介護職員等処遇改善加算について >

介護職員等処遇改善加算の拡充①

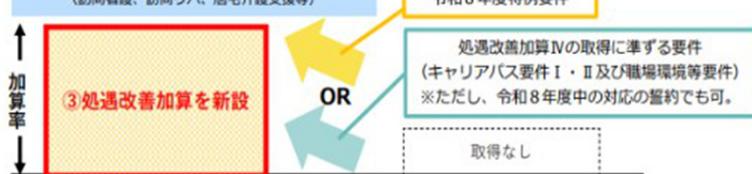
概要

- 介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（2.4%）の上乗せ措置を実施する。
※合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現する措置。
- 具体的には以下の措置を講じることとする。（あわせて、申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じる。）
 - ①今回から、処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大する（加算率の引上げ）。
 - ②生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける（加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ）。
 - ③処遇改善加算の対象外だった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等に処遇改善加算を新設する。

現行の処遇改善加算の対象サービス



新たに処遇改善加算の対象となるサービス (訪問看護、訪問リハ、居宅介護支援等)



注) 令和8年度特例要件：ア～ウのいずれかを満たすこと。
 ア) 訪問、通所サービス等
 →ケアプランデータ連携システムに加入(※) + 実績報告
 イ) 施設サービス等
 →生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡの取得(※) + 実績報告
 ※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、加入又は取得の誓約で算定可能とする。
 ウ) 社会福祉連携推進法人に所属していること。